

第 1 章

プランの基本的な考え方

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の目的

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、2005(平成17)年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を施行しました。この条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。

2024(令和6)年9月から10月にかけて実施した「松阪市市民意識調査」内「松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、2020(令和2)年に実施した調査(以下「前回の市民意識調査」という。)に比べて、意識の改善が認められるものの、男女の地位について「平等」と考える人の割合に大きな改善はみられませんでした。また、政策や方針を決定する過程への女性の参画や、家事・育児・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

こうした状況の中、2021(令和3)年3月策定の「松阪市男女共同参画プラン」の期間が、2025(令和7)年度で終了することから、施策や事業の進捗状況を踏まえ、2026(令和8)年度を初年度とする「松阪市男女共同参画プラン」を改定するものです。

なお、国において2001(平成13)年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)、2015(平成27)年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、2022(令和4)年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)に基づく市町村推進計画を本計画と一体の計画として策定します。

2 プランの基本理念

本プランの目標を達成するため、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」の基本理念を踏まえて、以下のとおりとします。

男女の人権の尊重

男女の人権が尊重されていることを基礎として、社会のあらゆる場面において、個人の尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人の能力が発揮できる機会が確保されること

社会における制度、慣行についての配慮

性別による役割分担意識に基づく社会における制度、慣行が、個人の社会における活動に対して、偏った影響を及ぼす可能性を検証し、見直しをすること

政策等の立案及び決定への共同参画

市政はもとより、企業、団体などの政策・方針決定の場において、男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会が確保されること

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、家庭内において同じ役割と責任を持つ構成員という認識に立ち、相互の協力と社会の支援を受けながら、職場、学校、地域における活動等を両立して行うことができること

国際的協調

国際社会における男女共同参画推進に対し、協調、連携すること

3 プランの位置づけ

◇「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」第9条で定める「基本計画」として位置づけられるものです。

(松阪市の男女共同参画をすすめる条例第9条)

市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

◇「男女共同参画社会基本法」第14条第3項で定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるものです。

(男女共同参画社会基本法第14条第3項)

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

◇「松阪市総合計画」をはじめ、本市が策定した他の計画との整合性を図っていきます。

◇このプランは「DV防止法」第2条の3第3項、「女性活躍推進法」第6条第2項、「困難女性支援法」第8条第3項で定める「市町村基本計画」及び「市町村推進計画」に位置づけられるものです。

(DV防止法第2条の3第3項)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(女性活躍推進法第6条第2項)

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(困難女性支援法第8条第3項)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 プランの期間

2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までとします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度の改正などにより、必要に応じてプランの見直しを行います。

5 市民意識調査

本プランを策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識・実態について把握するため、「松阪市市民意識調査」に合わせて「松阪市男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」を実施しました。

調 査 対 象	松阪市にお住まいの15歳以上の方
調 査 期 間	2024(令和6)年9月17日～2024(令和6)年10月4日
調 査 方 法	無作為に抽出した3,000人の市民に対し郵送にて調査票を送付 郵送による調査票の返送およびWEB回答により調査を実施
有効回収数	1,379人(有効回収率46.0%)

※有効回収数:回収した調査票より全て記入のない白票等を無効票とし除いた数

6 SDGs(持続可能な開発目標)の達成を意識した取組

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現をめざしています。



ロゴ:国連広報センター作成

この17の目標のうち、目標5において「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の平等を実現しよう」として、女性と女兒がジェンダー差別なく社会に参加することができれば、先進国、開発途上国も同様に世界が抱える経済成長、貧困や教育といった様々な課題を解決することができる、とする重要な目標とされています。

「松阪市男女共同参画プラン」において特に関連するSDGsの目標は、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」のほか、以下のとおりです。

1 貧困をなくそう	[目標1] 貧困	10 人や国の不平等をなくそう	[目標10] 不平等
3 すべての人に健康と福祉を	[目標3] 保健	11 住み続けられるまちづくりを	[目標11] 持続可能な都市
4 質の高い教育をみんなに	[目標4] 教育	16 平和と公正をすべての人に	[目標16] 平和
5 ジェンダー平等を実現しよう	[目標5] ジェンダー	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	[目標17] 実施手段
8 働きがいも経済成長も	[目標8] 経済成長と雇用		